

政策会議・政策調整会議(資料)	
日時	令和7年10月23日
議題	災害対策業務に係る特殊勤務手当の支給について
	市長、副市長
	総合政策部 部長、副部长
	総務部 部長、危機管理監、副部长、危機管理課長 部 部長、副部长、課長 部 部長、副部长、課長
出席者	
1 課題解決の方向性	
災害対策基本法において、災害時に市民の生命及び財産を守るとは市の責務となっており、市職員として災害対応を実施することは義務ですが、災害対策業務は平時の業務内容と異なることから、特に現場対応に当たる職員に対して特殊勤務手当を支給する。	
2 具体的な取組み（５w３hを簡潔に記載） (１) 災害対策業務のうち、特殊勤務手当の対象業務を抽出 (２) 特殊勤務手当の金額、支給単位を決定 (３) 令和7年12月市議会で川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例の改正案を上程 (４) 令和8年4月以降の災害対応から適用 ※ 予算については、災害が予想できないため、現在の水防事業手当てで対応し、不足する場合は予備費を充当する。	
3-1 現状（これまでの経緯、見通せる将来についての情報も含めて記載） 川西市職員の特殊勤務手当等に関する条例においては、出勤手当として、災害現場で３０分以上防御鎮圧に従事した職員及び救急現場で救護収容作業に従事した職員に出動手当と防災指令に基づき緊急に出動し業務に従事した職員に再出動手当が支給されている。 川西市の災害対策業務表については、資料１のとおり	
3-2 課題 避難所運営業務については、緊急対応の必要があるため、市内又は近隣市町に在住する職員が毎年充てられ、不公平感が否めない。 災害対策業務には、手当が支給される業務以外に避難所運営業務、被災家屋調査業務、避難支援業務、物資運送業務など、庁外に出動して業務に従事する場合があるが、特殊勤務手当が支給されていない。 令和6年1月19日付総務省文書「災害応急作業等手当の運用について」（資料２）では、避難所運営等の業務、罹災証明にかかる家屋調査についても、災害応急作業等手当の支給対象業務に該当すると、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の４（技術的な助言）に基づく通知がされている。 また、阪神間各市では、避難所運営業務等に特殊勤務手当を支給している事例があることを確認した。	
以下 当日の記録	
4 補足説明（以下会議当日に記録）	
5 質疑・意見等	
6 結論	
☐ 原案のとおり。決裁を得て進める ☐ 原案の一部修正して、決裁を得て進める ☐ 上記を反映して再度調整し、再協議する ☐ その他（ ）	
議事録の公表について ☐ 決裁後、速やかに公表 ☐ 議会案件のため、上程・資料提出後、公表 ※情報公開条例第7条第1項各号該当箇所は削除・修正を行う ☐ 政策形成過程であるため、公表対象外 ※情報公開条例第7条第1項第3号該当のため	